

令和5年度

第7回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 7 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 5 年 10 月 18 日(水) 午前 2 時から午後 3 時 30 分

2 開催場所 ペガサート 7 階 小会議室 1・2

3 出席委員(19 人)

会長 1 4 番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 1 2 番 鈴木 茂樹

委員 1 番 赤堀 岳子 2 番 天野 清晴 3 番 内野 清己

4 番 海野 光祥 5 番 遠藤 公夫 6 番 大石 泰子

7 番 大塚 師輝 8 番 小笠原 悟 9 番 勝谷ふみ代

1 0 番 小村 寿文 1 1 番 佐藤 操 1 3 番 塚本 剛弘

1 5 番 深井 暁美 1 6 番 堀場 正明 1 7 番 美尾 明

1 8 番 望月 均 1 9 番 森田 早苗

4 欠席委員 無し

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 4 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 8 号 非農地証明申請について

議案第 4 9 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第 2 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び同法第 5 条第 1 項第 6 号の
規定による届出について

報告第 2 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 雅弘、次長 遠藤 能久、次長補佐兼農政係長 長谷川 雅彦、副主幹 鈴木
康生、主任主事 奥津 史郎、主事 大槻 すずか、農地係長 丸山 美咲、主査 大塚 透、
主査 徳田 英臣、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議長 それでは、ただ今から令和5年度第7回静岡市農業委員会総会を開催いたします。本日出席者は全員出席しています。出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたします。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、1番 農業委員、2番 農業委員にお願いいたします。次に委員の皆様にもお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。なお議事録を作成しますので、発言の際は必ずマイクを持ってから発言を始めてください。

それでは、最初に議案第45号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第45号朗読】**

計画案は2ページに記載のとおり2件でございます。内容につきましては担当職員からご説明いたします。

農地利用課 それでは、本日、10月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。

令和5年10月24日に公告を予定している農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるため、ご審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画面案は2ページにありますとおりで、所有権移転2件です。2ページをご覧ください。今回、所有権を移転する農地の1件目は、左側の整理番号1番の清水区の土地改良区の計3筆の土地で面積が合計3,845㎡、売買金額14,746,000円です。

この所有権移転を行う農地は、7月総会の農用地利用集積計画において静岡県農業振興公社が農業委員会のあっせんを受け、前の地権者から買い入れることについて承認いただいた案件の農地であり、今回静岡県農業振興公社から、さらに、認定農業者に利用集積するものです。譲受人は、これまで農地中間管理機構を通じて当該農地を借り入れていた認定農業者で、39歳の後継者がおります。

2件目は左側の整理番号2番の清水区の山中の急傾斜の農地で、面積が2,594㎡です。申請事由ですが、譲渡人は高齢のため営農規模を縮小し、自宅から離れた所にある、この農地を手放すことを考えており、譲受人は清水区在住の32歳の

認定農業者で、柑橘を中心に今後規模拡大を考えており、双方で話がまとまったため、今回の所有権移転の申請となりました。

農業経営基盤強化促進法による所有権移転には、売り手には8,000,000円までの譲渡所得控除を受けられるメリットがあります。また土地登記の手続きも市の職員が行いますので、かかる費用を抑えることもできます。

簡単ではございますが、以上を持ちまして、農地利用集積計画案の説明とさせていただきます。

議長 次に、ただいまの説明に関し事務局から補足説明をお願いします。

事務局 ただいま説明のありました農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 これより質疑に入ります。議案第45号について発言のある方は挙手をお願いします。事務局、1番目の面積が約3,800㎡、2番目が約2,500㎡。値段が14,000,000円程度と280,000円程度の違いを説明をしてあげて下さい。

事務局 整理番号1番の土地は、土地改良区にある優良農地であります。一つ一つの面積が大きく、日当たりや風当たり、水はけ等、条件の良い優良農地であるためこのような値段となっております。一方、整理番号2番は、山の中にある急傾斜地の農地でありまして、利用が困難な場所であります。よって、このような価格設定になったと考えられます。

議長 ほかに発言のある方は、いらっしゃらないでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに発言も無いようですので、議案第45号について、議案のとおり決定しても良いでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第45号は原案のとおり決定いたしました。次に議案第46号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第46号朗読】**

申請は4ページ、5ページに記載のとおり16件でございます。

議長 この議案の中に、出席委員に関する案件がありますので、まず初めに整理番号81番を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規程されていますので、委員は、一時退席をお願いいたします。

(委員退席)

議 長 それでは、地区審査会を行いました1班から、担当職員の内容説明と班長の審査結果の説明をお願いいたします。

事 務 局 1班です。それでは説明させていただきます。整理番号81番駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人が持つ小面積の農地を、隣接地を持つ譲受人が一体で耕作管理することとなったため申請に及びました。説明は以上です。

4 番 ただいま職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。

発言もないようですので、議案第46号の整理番号81番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議案第46号の整理番号81番は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には自席にお戻りください。

(委員着席)

続きまして、整理番号90番から92番を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いいたします。

(委員退席)

では、地区審査会を行いました3班から担当職員の内容説明と班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号90番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は普通畑で、賃借権設定の申請です。

申請事由ですが、申請者は、規模拡大をしたく所有する自作地の近隣で適地を探していた所、所有者が要望に応えるということで話がまとまり申請に及びました。取得後は、梅と柑橘類を作付けする予定とのことです。

整理番号91番、92番は関連しますので一緒に説明させていただきます。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は普通畑で、整理番号 91 番は使用貸借による権利の設定、整理番号 92 番は贈与による所有権の移転となります。

申請事由ですが、譲受人と譲渡人は親子で、子供への経営移譲のため申請に及んだものです。現在のみかん、ぼんかんなど柑橘類の作付けを継続するとのこと。説明は以上です。

19 番 以上、3 件につきましては、3 班として特に問題はないと思われますので許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言も無いようですので、議案第 46 号整理番号 90 番から 92 番について、原案のとおり決定しても良いでしょうか。

(異議なし)

議案第 46 号整理番号 90 番から 92 番は原案のとおり決定いたしました。

一時退席中の委員には自席にお戻りいただきます。

議 長 それでは、議案第 46 号の整理番号 81 番、90 番から 92 番以外について地区審査会を行いました各班から担当職員の内容説明と班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1 班です。整理番号 79 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。

申請事由ですが、譲り受け人は隣接地を耕作しており、経営規模を拡大したく、譲り渡し人は要望に応えるということで申請に及びました。

整理番号 80 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。

申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は要望に応えるということで申請に及びました。説明は以上です。

4 番 ただいま、職員から説明がありました 2 件につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

事務局 2 班です。整理番号 82 番 清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人と譲渡人は親子関係であり農地を贈与するものです。

整理番号 83 番清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、

売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため自耕作地の隣の畑を購入し、譲渡人は要望に応えるものです。

整理番号 84 番清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、農地所有適格法人が経営規模を拡大するため購入し、譲渡人は要望に応えるものです。説明は以上です。

18 番 以上、職員から説明がありました 3 件について 2 班として許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます

事務局 3 班です。整理番号 85 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、所有者は、相続により農地を取得しましたが、耕作継続が困難となったため、引き継いでくれる人を探していたところ、申請者と話がまとまり申請に及びました。申請者は、隣接に居住しており、豆類の作付けを予定しています。

整理番号 86 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、所有者は、相続により農地を取得しましたが、耕作継続が困難となったため、引き継いでくれる人を探していたところ、申請者と話がまとまり申請に及びました。現況は、茶園で取得後は、継続し茶を栽培する予定とのことです。

整理番号 87 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、所有者は、経営規模縮小により、引き継いでくれる人を探していたところ、隣接地を所有する申請者と話がまとまり申請に及びました。取得後は、野菜を栽培する予定とのことです。

整理番号 88 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田です。売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、所有者は、相続により農地を取得しましたが、耕作継続が困難になったため、引き継いでくれる人を探していたところ、隣接地を所有する申請者と話がまとまり申請に及びました。取得後は、稲を栽培する予定とのことです。

整理番号 89 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請者は、規模拡大をしたく所有する自作地の近隣で適地を探していた所、所有者が要望に応えるということで話がまとまり申請に及びました。取得後は、梅と柑橘類を作付けする予定と

のことです。

整理番号 93 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請人は隣地を耕作しており、一体利用し規模拡大するため、譲渡人と話がまとまり申請に及んだものです。取得後は里芋、季節野菜等の作付けを予定しています。

整理番号 94 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請人は隣地を耕作しており、一体利用し規模拡大するため、譲渡人と話がまとまり申請に及んだものです。取得後は野菜の作付けを予定しております。説明は以上です。

19 番 以上、7 件につきましては、3 班として特に問題はないと思われますので許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 整理番号 80 番の最終持ち分が、非常に細かく設定されているのは何か理由があるのでしょうか。

事 務 局 最終持ち分の値については、申請書に記載されている通りに記載しております。おそらくですが、税金の関係だと思われます。

2 番 その内容について、どの様に感じられるのでしょうか。

事 務 局 持ち分を細かく設定している理由までは、聞取りをしておりません。

18 番 整理番号 80 番ですが、高齢の方が 5,000 万円規模の農地を購入して経営規模を拡大しようとしているのですが、どの様な作物を作ろうとしているのですか？

事 務 局 現状では、この場所はハウスが建っていてキウイが栽培されています。現在植えてあるものはそのまま継承するとの事です。申請者は、当該区域内に 10,000 m²程度の自作地を持つ農家になります。金額的なものについては、最近市街化編入されて、これから区画整理地に入るところにもなりますので、ある程度の価格になっているものと思われます。

議 長 ほかにご質問等はありませんか。

議 長 よろしいですか。発言も無いようですので、議案第 46 号整理番号 81 番 90 番から 92 番以外について、原案のとおり決定しても良いでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 46 号整理番号 81 番 90 番から 92 番以外について原案のとおり決定いた

しました。従いまして、議案第 46 号は全て原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第 47 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第 47 号朗読】

申請は 7 ページに記載のとおり 6 件でございます。

議 長

それでは、議案第 47 号について、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と班長の審査結果の説明をお願いいたします。

事務局

1 班です。整理番号 35 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、申請人は、現在借家暮らしをしていますが手狭となるため、父の土地に自己用住宅を建てたいと考え、申請に及んだものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われま

す。整理番号 36 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請人は、現在借家に住んでいます手狭となるため、出身地区に自己用住宅を建てたいと考え、申請に及んだものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われま

4 番

ただいま、職員から説明がありました 2 件につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局

2 班です。整理番号 37 番、38 番は関連する案件で、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借権で 12 カ月の設定です。申請事由ですが、譲受人は、残土置き場が不足している事から、また、譲渡人は、大雨時に土砂が流れ込んでしまうことがあり管理が大変なため嵩上げして畑地造成したいことから申請に及びました。整理番号 38 番は、その搬入路です。農地区分は、農用地及び第 2 種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題無く代替性も検討され転用面積も適当と思われま

18 番

以上、職員から説明がありました 2 件について 2 班として許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします

事務局

3 班です。整理番号 39 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は

普通畑で、売買による所有権の移転です。申請人は、隣地に居住しており、家族の駐車場、物干し場が手狭となり隣地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題なく転用面積も適当と思われま

す。整理番号40番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在の賃貸アパートでは手狭となるため、自己用住宅を建てたいと考え、申請に及んだものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われま

19番 以上、職員が説明しました2件につきまして、3班として特に問題はないと思われま

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番 農地区分について質問させて頂きたいのですが、整理番号35番や39番は、住宅が相当数建っておりますが、36番、37番、38番を見て頂くと、ほとんど住宅が建っておらず、通常我々が考えている第2種農地とは違いますが、そのあたりの違いを摘要欄に記載することは、総会の資料にはふさわしくないという事か。そうでないのなら、記載をして欲しい。

事務局 議案資料を見て頂くと、第2種農地の種類として、甲種、第1種及び第3種のいずれの要件にも該当しない農地と市街地に近接する区域内にある農地の区域でその規模が10ha未満の農地という表記で区別しております。

議案書への記載については、事務局内で検討いたします。

7番 もう1点、整理番号35号と36号も同じような書き方になっているのですけれど、そのように認識で良いということですね。

事務局 農地区分については、それぞれの要件により区分判断をしております。また、第2種農地の分類の中に、第1種にも第3種にも該当しない場合には、その他第2種という分類になるものもあります。なので、地図上の住宅密集度のみで判断できるものではない事を理解頂きたいと思

7番 今回の事務局の説明で理解することにします。

議長 ほかにご質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。発言も無いようですので、議案第 47 号について、原案のとおり決定しても良いでしょうか。

(異議なし)

議長 議案 47 号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第 48 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 48 号朗読】**

申請は 9 ページに記載のとおり 3 件でございます。

議長 それでは、地区審査会を行いました各班から担当職員の内容説明と班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2 班です。それでは説明させていただきます。整理番号 37 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、亡父が昭和 27 年月日不詳に居宅、工場、物置を新築した際に宅地として整備され現在に至ります。証明基準「2」の建築物等が設置されている土地に該当します。令和 5 年 10 月 3 日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地を確認していただきました。説明は、以上です。

18 番 以上、職員から説明がありました 1 件について 2 班として承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 3 班です。つづきまして、整理番号 38 番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。申請地は昭和 40 年に亡父が居宅を建築し、現在に至ります。証明基準「2」の建築物が設置されている土地に該当します。令和 5 年 9 月 27 日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。

整理番号 39 番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。申請地は平成 15 年ころから、耕作されない状態が続き、現在に至ります。証明基準「5」の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和 5 年 9 月 27 日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。

19 番 以上、2 件につきましては、3 班として特に問題は無いと思われまますので、承認することと判断させていただきました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案 48 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第 48 号について、原案の

とおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 48 号は、原案のとおり承認いたしました。

議 長 次に議案第 49 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 49 号朗読】**

申出は 11 ページに記載のとおり 3 件でございます。内容につきましては、担当職員よりご説明いたします。

事 務 局 それでは、説明いたします。整理番号 22 です。こちらの生産緑地は平成 18 年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約 250 日農業に従事していました。10 月 5 日に農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

続きまして、整理番号 23 です。こちらの生産緑地は平成 17 年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約 200 日農業に従事していました。10 月 5 日に農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

続きまして、整理番号 24 です。こちらの生産緑地は平成 18 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 120 日農業に従事していました。10 月 5 日に農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

以上でございます。

議 長 ただいまの議案 49 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第 49 号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 49 号は、原案のとおり承認いたしました。

議 長 ここからは報告事項に入ります。報告第 27 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 27 号朗読】**

通知は、13 ページから 16 ページの 23 件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事 務 局 それでは、合意解約について説明させていただきます。

整理番号 74 番は、賃借人が死亡したため、合意解約しました。

整理番号 75 番と 76 番から 81 番は同一の案件です。耕作者が死亡したため、合

意解約しました。

整理番号 82 番と 83 番・84 番は同一の案件です。耕作者が労働力不足による規模縮小のため、合意解約しました。

整理番号 85 番と 86 番は同一の案件です。耕作者が耕作できなくなったため、合意解約しました。

整理番号 87 番と 88 番・89 番は同一の案件です。耕作者が体調不良による規模縮小のため、合意解約しました。

整理番号 90 番、91 番は、賃借人が経営規模を縮小するため、合意解約しました。

整理番号 92 番と 93 番は同一の案件です。補助事業対応のため、賃貸借を合意解約しました。次期、使用貸借で契約予定です。

整理番号 94 番と 95 番は同一の案件です。地権者が売買し、所有者が変更になるため、合意解約しました。

整理番号 96 番は、賃借人の労働力不足のため、合意解約しました。

以上でございます。

議長 長 ただいまの報告第 27 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 27 号を終わります。

議長 長 次に、報告第 28 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 28 号朗読】**

届出は 18 ページから 22 ページの 59 件がございました。その内訳は、4 条の転用が 20 件、5 条の転用が 39 件で、5 条の転用の内訳としましては、所有権移転が 33 件、賃借権設定が 1 件、使用貸借による権利の設定が 5 件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。以上です。

議長 長 ただいまの報告第 28 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 28 号を終わります。

議長 長 次に、報告第 29 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 29 号朗読】**

届出は 24 ページから 25 ページの 22 件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。以上です。

議長 長 ただいまの報告第 29 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 29 号を終わります。
議長 以上をもちまして、第 7 回 静岡市農業委員会総会を閉会いたします。